

第一クレメンスの原始教會制度史上の位置(III)

土 肥 昭 夫

目 次(三)

- | | |
|------------------------|-------------|
| 第三章 第一クレメンスの教會制度に對する主張 | 二 霊と職に對する見解 |
| 一節 コリント教會の紛爭 | 三 上下の階級的秩序 |
| 一 追放された者達、及びした者達 | 四 教會の儀礼的秩序 |
| 二 職と靈との紛争 | 五 監督職の使徒的權威 |
| 二節 ローマ教會の主張 | 六 監督職の繼續 |
| 一 ローマ教會に於ける干渉の決議 | |
- 結語

第三章 第一クレメンスの教會制度に對する主張

前章に於て吾々は第一クレメンスにあらわれた教會制度をみて來た。今やかような制度の中に於て生じたコリント教會の紛争に對してクレメンスが教會制度上如何なる主張をなしたかを考察しよう。勿論それは前章の考察と分離し得ないかも知れぬが一應次のようにみられるかと思う。

一節 コリント教會の紛争

先ずクレメンスの主張の誘因となつたコリント教會の紛争が何であつたかをみよう。

第一クレメンスの原始教會制史上の位置(三)

一、追放された者達、及びした者達　四四三一六、四七六、五四二より幾人かの任命された長老達が追放されたが、彼等には何ら指導上の怠慢や道徳的缺陷がなかつたことが知られる。したがつて追放された者達は監督、執事の職務にあつた任命された長老であつた。クレメンスが監督の儀禮的秩序についてくわしく論じてることからもこの事は推測される。

一方追放した者達は實は少數の者達であつた（一一、四四・六）。彼等は多くの若者や婦人を動かし遂に教會會衆の名に於てこの企てに成功した（二一、三、三、三、七参照）。彼等が教會に於て何か事をなそとすれば長老、就中任命された長老の存在が邪魔になつたわけでこの人々は既にかなり強い勢力を持つてゐたと思われる。その後紛争を起した者達が何かの職務にたずさわつたかどうかは知られぬが紛争は猶づいていた（四六・九参照）。

この少數の者達は如何なる性格のものであつたか。クレメンスは彼等をきわめてきびしく批判し（三九・一参照）、その不義、嫉妬をせめている（一四一、一六一、二、二等参照）。しかしかような非難は前後をよく讀むと彼が自らの舊約解釋によつてコリント教會の紛争を理解し、追放された長老側を辯護しようとする傾向のあらわれとみられる。即ち舊約によれば義人、聖徒達は嫉妬や惡意によつて迫害され處刑された。無秩序や紛争を起せるものもこれである。今やこの事がコリント教會に於て成就した（ここに彼の舊約解釋がある）。したがつてコリント教會の紛争を起した者達は不義なるもの、嫉妬心を持つ者達である（四一六）。

したがつてクレメンスの彼等への非難の言句の故に彼等を直ちに悪人呼ばわりにするのは輕率である。のみならず彼は他方彼等が益々謙遜であり自らの利を求めるべきであつたと云い（四八・一）、その道徳的人格を充分みとめるような勸告をなしている（五三一五）。又對立とか紛争という事自身についてもクレメンスは實は問題としてとがめていないのであつてむしろそれを起した者自身に問題を持つてゐるようである（四五・一）。

かくしてこの紛争は善良な長老達と邪惡な者達の間に起つたものではなかつたようだ。

三、職と靈との紛争 クレメンスが彼等に勧告している記述の中に「人をして信仰があり、知識を語り出すことが出来、言を釋くのに賢くあり、業に於て純潔であらしめよ。」(四八・五)とある。

これらは先ず原始教會にみられた靈的賜物に關する事をとりあつかつてゐるのみで、前後の關係からこの命令文が紛争を起した者に直接あててしるされてゐることから、吾々はこの少數者は靈の賜物を保持してゐると自覺してゐた者達であつたとみることが出来る(通一三・一、參照)。更に上述の言句の夫々がコリント前書にあるパウロの證言に密接な關係を持つが又それだけにその相違も見逃せない(信仰・コリント前一二・九、一三・二、八、言を釋くこと、コリント前一二・一〇、一四・二六)。これを要するにこの者達は靈的賜物をうけて働いた使徒時代の人々を想起し、その中に自らも加えようとした、その限りに於ては時代錯誤的な靈的賜物主義者であつたと思われる。

猶クレメンスが彼等にコリント教會を立去るべき事を忠告してゐることから(五參照)、彼等がデイダケーにある巡回傳道者(デイダケー)と考へられなくはないが、それ程自由な移住の出來る人々であつたかどうかは問題でありおそらくそのような職業の持ち主ではなかつたと思われる。

かくしてコリント教會の紛争は監督や執事という職にある長老達と御靈の賜物を誇り純潔を主張する者達の間の紛争であつた。

この紛争は直接何に關してなされたものであつたのか。クレメンスが監督職の儀禮上の職務即ち聖餐執行について特に論及していることよりそれについてではなかつたかと思われる。即ちそれは職の存否、教會制度に對する根本的論議に關してではなく、職務上の権利の主張上で起つた紛争であつたと云える。

さて、若し使徒時代であつたならばこのような紛争は起り得なかつた。というのは御靈の賜物の所有者は到る所の教

會に存しそこで聖餐を司つていたのであり、監督職にある者達はその補助役でしかなかつた。しかし十二使徒や更に使徒、預言者、教師達も次第に少くなり、それに反して教會が増加し聖餐式執行の重要性が増すにしたがつて、預言者、教師達はいつも各個教會にいたわけだから、聖餐を司る職務は結局監督、執事の手にわたり今や彼等の最も大切な職務になつてゐた。この轉換に對して一つの不満を覺えたのは古へを理想化する所謂靈的賜物主義者である。しかも教會は御靈の働きを尊重しその權威はみとめられねばならぬ。かくして兩者の間に紛争は必然的に起らざるを得なかつた。

- (1) 本節の考察はその多くをマインホルトの論文に負つてゐる
 (P. Meinhold, *Geschehen und Deutung im Clemensbrief*,
 Z. K. G., 1939, bes. SS. 85-92)^o 彼はクレメンスのロコント教會を辨護する傾向性からこの紛争の意味を吟味し、辨護するクレメンスも、紛争を起した靈的賜物主義者も使徒バウ
- ロの論理の繼承者たる事を主張しつゝ、結局そのエピゴーネンたる譏りを免れない事を指摘している。クレメンスの教會觀をバウロからだけ引出してみるのは猶問題が残されるけれども興味ある論説である。

二節 ローマ教會の主張

一、ローマ教會に於ける干涉の決議 ヨリント教會に於けるかような紛争に對してローマ教會はなぜ勸告の書簡や使者派遣を決心したのであらうか。ローマ教會就中その監督はここで何か特殊な優越權、支配權を他の教會に對して持つていたか、又持とうとしたか。

先ず監督クレメンスのことからのべよう。彼はローマ教會の監督であり後の初代ローマ教會監督目録ではこの時代の代表的監督として記されているが、この書簡に於ては彼は自分の名前はどこにもしるさないであくまでローマ教會の名で書簡をかいてゐる。彼の個人的事情や見解といふものはじさかものべられていない。如何なる手続きにしろこの書簡をしるしヨリント教會の干渉に赴かしめた最後の責任はローマ教會にあつて彼にはなかつた。

それではローマ教會はなぜそうしたのが。この書簡より吾々がこれまでの考察から知り得る限りその傾向は實に原始教會後期のものであつた。その限りに於てはこの書簡からローマ教會の優越權をひき出すことは困難である、丁度ヘル書やイグナチオスのローマ書から困難であるようだ。

ローマ教會が干渉の決心をなしたのは、全體教會意識にもとづく相互の愛からであつた。兩教會がこの場合同じような教會制度であつたことはこの事に都合のいい條件になつた。書簡の終始用いられている「吾々」という表現、冒頭の挨拶、コリント教會への賞讃の言句(一三)、更には尊敬の言句(四七)——これらはすべて兩教會が對等で自由な關係に立つていたことを豫想させる。ローマ教會は共に神より召された者としてこの紛争を解決する事によつて神の榮光をあらわし得るものと信じ、共に神に召された者の愛の責任として、クレメンス自身も主張した當時の教會道德の一つたる款待の心(Philippians 1:1-10参照)より彼等はその事をなす事を決心したと思われる。⁽¹⁾

二、靈と職に對する見解
 コリント教會の紛争は結局靈と職との間の紛争であつた。このような靈と職の問題に對してクレメンスは如何に考えてゐたか。一言にして云えば、兩者は決して矛盾したり對立したりするべきものでなく「和ぎ合ふべきもの」(Ephesians 4:1-6)更には「一致すべきもの」(Romans 14:1-10等参照)であつた。一般に彼の教會觀に於て靈的なると制度的なものが調和的にとりあつかわれて居ることは前に述べたとおりである。彼は、天地宇宙の創造の秩序が調和であり平和であるが故にその原則にならつて教會生活もなされるべきこと(二〇)、又基督教徒は一つの神、一つの基督、一つの御靈、基督にある一つの召命にもとづいて居る故に一致すべきこと(四六)をといだ。彼がかように調和の主張を神のたてたもうた秩序から説いたため、それに反する紛争というものは罪になるとみた(三二)。かくして紛争を否定したクレメンスは現存の教會制度を擁護する立場に立たざるを得なくなつた、否始めから彼はこの事を意圖して筆をとつたのである。

かような立場は平和を與えるためではなくて反つて分裂を引き起すために來たりたもうという主イエスの態度とはちがつていた。(ルカ二〇・五参考)。又福音のために使徒として教會内外の者達と最もはげしい戦いを敢えてした使徒パウロの姿でもなかつた。ただ使徒パウロの場合愛による御靈の秩序が主張され、それが更によき道としてすすめられている(コリント前二〇参考)。このパウロの見解は彼の教會觀の一部分でしかなかつたが今やクレメンスに於てこの事柄は問題解決の立場とせられたのである。それのみでなく、この調和は現存の制度を一つの神的秩序としてみとめ、これに服従することに於て具體化される。彼は明かに長老達への服従と悔改めをすすめている(五七参考)。しかもその悔改めは福音への悔改めでなくして謙遜、從順への悔改めであり、具體的にはこれまでの制度に教會を復歸させるために紛争を起した者達は立去ることが要求された(五四参考)。

三、上下の階級的秩序 では彼は如何にして現存の教會制度を辯護して行つたか。特に三七一四四章の記述がここで注目されるべきであろう。

先ず三七章でクレメンスは軍隊の秩序と人間の身體の働きについてのべこれを基督教會の制度に適用しようとする。當時の軍隊に於ては最高位に皇帝と指導者があり、その下に總督、千卒長、百卒長、五十卒長等の階級があり、彼等はその階級に於て皇帝や指導者の命令を行うのであるが、兩者はそのいぢれがなくとも存在せず相互に交錯し合つてよき秩序をつくつてゐる（三七一参照）。又人間の身體にしても頭と足は相互に依存し合い、各肢體も互いに夫々の活動をなすことによつて全體の身體を生かしている（三七二参照）。

ここで彼が基督教會に適用しようとしたものは何であつたかといふと、別にローマ軍隊の階級秩序そのままでなく、軍隊に於ても人間の身體に於ても上下位を異にしつゝそれもが必要缺くべからざるものとして相互に秩序づけ全體を生かしているという理念そのものであつた。かような理念は既にパウロの教會觀の中に伺われる事柄であつた（四一五）。

（二）（前二二）シント前二二。しかしその場合パウロが適用しようとしたものは教會員相互の依存性とか、教會秩序の必要性ということに止つていたが、クレメンスの場合では更に各個教會の制度にまでこの理念が普延された。したがつてあらゆる諸職務

は一つの階級として他と混同されず、教會はそのような上下の階級的區別によつて秩序づけられねばならぬ。それではどのような秩序づけが主張されたか。

四、教會の儀禮的秩序

(1) 職務の神的秩序 四〇—四一章でクレメンスは次のような主張をなしている。即ち、基督教徒は神の知識の深みを洞察する故に造り主が定めた時にしたがつて全うするように命じたもうたところのすべての事柄を秩序を以て行うべきである。即ち捧物や儀禮的行爲は無秩序になすのではなく一定の時期になすことが命ぜられている。かようなものだけが祝福せられうけ入れられる。又その執行者や場所も定められている、即ち大祭司にはその諸職務が、祭司達にはその位置が、レビ人にはその務めがおかれ、平信徒はその誠律が定められている。又どこでもといふのではなく諸々の犠牲はエルサレムのみに於て、就中祭壇に向つた聖所の前で行われている。かよう神が命じたもうた秩序にしたがつて儀禮は行われるべきでそれにそむくものは刑罰をうける、と。

クレメンスにとつて舊約の認識こそ神の知識の深みをさぐり入れることであり、その儀禮上の秩序はしたがつて神的なものとして基督教會に適用されるべきものであつた。しかしどの範圍までこれが適用されるかが問題である。ここに再び彼の舊約解釋が考えられねばならぬ。

（2）捧物或は犠牲が一定の時期に於てなされるべきであるという證言の理解については前に述べた。儀禮が一定の場所、エルサレム神殿就中祭壇に面した聖所で行われるべきであるというがかかるユダヤ教の秩序がそのまま基督教會に適用されることは云々迄もない。それでは基督教的儀禮たる聖餐が行われるべき特定の場所を示すものとしこれを監督の

ある中心集會とみなすべきであるうか。イグナチオスの場合はそうであつた（トライデルフィア四、エマグネシア七・二、エベソ五・二等参照）。

しかしクレメンスでは監督が聖餐を司る最も大切な職務であること以外に何もふれられていない。事實監督が多數あつた當時の教會では一つの中心集會にこの事を限定することは出来なかつたと思われる。

(1) 祭司階級の夫々はどうであるうか。大祭司がキリストであることは三六一、六一三より知られるがその内容からみてこの場合何の意味も持たない。むしろ監督とすべきであろうが大祭司が單數である以上これは適用されない。祭司を監督或は長老に、レビ人を執事にあてはめてみても職務上何の類似も存しない。

かくして吾々は舊約の儀禮的秩序がそのまま、適用されなかつたのみならず、その基督教的適用もかなり消極的なもの、即ち舊約に於ては儀禮に一つの秩序があつたという理念そのものであつたとみなければならぬ、しかしその範圍は前例と同様に具體的な教會儀禮の上に及んでいた。かくして現存の監督や執事の聖餐管理の権限は神より定められた秩序として獨占されることとは充分主張された。

(2) 監督と執事の神的秩序 それのみでなくクレメンスは監督と執事が既に舊約に預言されてゐると主張した。「これ（彼等の任命）は何か新しるものではなく監督と執事については古い時代からしるされてゐた。『私は正義によつて彼等の監督達を、信仰によつて彼等の執事達を任命しよ（*Kαταρθίω τοὺς ἐπικούρους αὐτῶν ἐν δικαιονύμῳ καὶ τοὺς δικαῖους αὐτῶν εἰς πλεῖστον*）』と聖書はある個所で云つてゐる。（四一五）。彼が引用したとみられるイザヤ(〇一七)(LXX)は次の如くである。『私は君を支配する者達を平和の中にそして君を治める者達を正義の中に與えよう (δίων τοὺς ὑπονόμους σου ἐν εἰρήνῃ καὶ τοὺς ἐπικούρους σου ἐν δικαιονύμῳ)』」

イザヤがここで預言したのは理想のイスラエル再興の姿であり、支配者とか統治者とはこの世の政治家のことで監督や執事には何の關係もなかつた。しかしあクレメンスはの *ἐπικούρους* を監督、執事に關する預言として解釋し彼等の任

命は既に舊約の預言にもとづく故に神の御意にもとづいた神的秩序であると主張した。

五、監督職の使徒的權威 四一一四四章によればクレメンスは次のようにしるしてゐる。「使徒達は主イエス・キリストから吾々のために福音を委託された、イエス・キリストは神から遣わされた。かくして基督は神から、そして使徒達は基督から。したがつて兩者はいすれも神の御意によりよく秩序づけられていた。……彼等(使徒達)は諸地方や都市を傳道した後その最初の改宗者達を御靈によつて検討してから、後に信仰を持とうとする人々の監督達と執事達に任命した」(四二・一)。「又吾々の使徒達は吾々の主イエス・キリストによつて、監督職の名について紛争が起ることを知つてゐた。したがつてこのような理由によつて完全な豫知をうけていたから、彼等は前のべられた人々を任命した。そして後にその人々が永眠したならば、他のみとめられた人々がその職をつぐようにその規定(マニトバ⁽⁴⁾)を設けておいた。」(四四・二)。

神—基督—使徒達という神的系列が必ずしも彼の獨創的な主張でなかつたことは既述のとおりである。⁽⁵⁾ただその次に監督と執事を加え彼等が使徒達の任命にもとづくものとして權威あることを主張したところに彼の獨自の見解がある。しかし乍らこれまでの考察より明かな如く監督や執事が舊約の證言によつて神の御意によつて立てられた神的秩序に属する職務である以上、彼等が神—基督—使徒達という神的系列の次に加えられたとしても不思議ではない。

ここで彼の主張の背後にあるものを理解する上で興味あるテキストにコリント前一二二三八がある。ここでペウロは神が教會に使徒、預言者、教師といふ御靈の賜物を持つた人々をおき、更に補助をなす業や管理をなす業等の御靈の賜物をおきたもうたとするしてゐる。ここで補助をなす業や統治をなす業をなす者とはその職務の性格からみて將來の執事や監督を指していると思われる。彼等は固有の意味では御靈の賜物を持つた人々ではなかつたが、その業自身は靈的賜物なしにはなし得ないとペウロは考えていたにちがいない。⁽⁶⁾ともかくここで彼等が使徒、預言者、教師の後にその補佐役

として小さくのせられていることは事實である。しかるに今やクレメンスに於ては監督と執事だけが神より定められた職としてのべられている。この事は結局使徒、預言者、教師、更には靈的賜物に特有な異言とか異常な業といふものが教會に大きい影響を持たなくなり或はすたれてしまつたこと、これにひきかえて聖餐を司つていた監督や執事が各個教會に於て次第に支配力を持つて來たことを示す。靈的な賜物を持つ人々への挑戦として監督、執事の神的秩序が主張されたのではなく、前者の影響が次第に薄れて來た必然的結果として後者の權威が立てられねばならなかつたのである。この事はクレメンスが現存の秩序を擁護しようとした保守的な態度からもうなずける事柄である。

しかしながら、舊約の證言の普延にしろ、當時の教會状勢の必然的歸結にしろ、クレメンスが、監督職の權威を使徒達にもとめたことは教義史の上から注目されるべき事柄である。使徒達が果して監督や執事を任命したかどうか又その死後に次の任命方法を設立しておいたかどうかークレメンスはかような歴史的正確さを問題としているのではない。ここでは一つの教説を設立するために當時特殊な權威を持つものと信ぜられていた使徒達の存在が引き出されたのである。即ち監督職は使徒達を通して神につらなる神的秩序であること、監督職は繼續されるべきであること、しかしこの繼承は御靈の働きにもとづき且秩序を以て行わるべきことという教説のためにし、かような方法は云うまでもなく一つの教會的思辨であり、教義的な思考 (Ein dogmatisches Denken) である。クレメンスはここで監督が使徒達の後をうけて正統な教會教理の保存者であるとしたエイレナイオス、テルツリアヌス等の見解 (エイレナイオス「異端反駁論」三・四、テルツリアヌス「教説論」三二等參照) を説いてゐるのではない。その限りに於て彼は別に監督の使徒的繼承説を主張したのではない。しかし監督職の權威を使徒に求めようとした彼の思考方法はしたかに一世紀後半以後におどろくべき發展を示した使徒的繼承説の先驅者として彼を先づ取上げしめるに充分な根據を與えるであろう。

六、監督職の繼續 四三章に於てクレメンスはモーセが當時祭司職の名について紛争が起つたときに神の選びの決定

的な證據がアロンの支族にあらわれてゐることを示したという民數記略一七の證言を引用してゐる。彼が理解したとの舊約の證言は單に祭司職の選びが神にもとづくのみならず、紛争といふ出來事を通してかかる神的な決定が獨占的に一つの支族の中に持續されて來てゐたことを意味する。そしてこの事は基督教會に於ても成就された。即ちモーセー使徒、祭司職—監督職、紛争—コリント教會の紛争へ(ここで使徒達の豫知(一参照)は非常に適切なものになる)。かくして使徒達が監督や執事を任命したことのみならず、その後の任命方法を設立しておいたことは神的な保證を得たことになる。云い換えれば聖餐管理の職務は監督執事に獨占されるのみならず、この職務が彼等に於て繼續されるべきことが神的秩序にかなつた事柄となつた。

しかしここで再び四四三—五の記述が想起されるべきである。そこでクレメンスは使徒達或は他の榮譽ある人々によつて會衆の同意を得て任命された監督、執事が責めるべきところなく柔和で謙遜に基督の群に仕えたにも拘らず追放されたことを非難してゐる。これは監督や執事が職務上の熱心さと道徳的純潔さを自ら條件としてその業をなしたことを示す。たしかにクレメンスは監督職が神の定めたもうた秩序により繼續されることを主張した。しかしそこには道徳的な條件がつけ加えられている。その意味ではこの職務は終身的なもの、ましてや無謬なものではなかつたのである。

以上がコリント教會の紛争を動機として主張されたローマ教會の教會制度についての見解である。吾々は始めに期待したようなローマ教會の優越權或は支配權がここでは何等意圖されていなかつたことを明らかに知り得る。のみならずその主張はむしろ現存の教會制度に對する辨護であつて次の時代にあらわれた單獨監督制度への豫言でもなければ主張でもない。その限りに於てこのローマ教會の主張は克服されるべきものであつた。しかし乍らここでくりかえし主張されたこと、即ち教會制度に神的秩序がなければならぬこと、特にその事に監督が含まれていたことは次の時代に於てグノーシスの異端或はモンタヌス派の反抗、更には帝國の迫害という事情のため意味あるものとなつて行つた。それがど

のようなものであつたか。この問題は今後吾々が究明しよとくべく如謎題とだぬやあら。

- (1) 細かにいへば *παρ' ἡμῖν* は *παρ' ἡμῖν* と *παρ' ἡμῖν* と *παρ' ἡμῖν* であるが、*ea quae fuerant quiesita a vobis* であるが若しそうであるれば *παρ' ἡμῖν* はだる者やそつたおぼつかント教會がローマ教會に亘るの紛争の解決を依頼したいんだなるわけであつたが *παρ' ἡμῖν* (君達のドド) であるむかしの事は考へられたる説話のところ (Lightfoot, *Apostolic Fathers, Part I, Vol II, p. 8*)°

第一章三節後略。

(2)

(3)

(4)

第一章一節後略。

(5)

(6)

Robertson and Plummer, *I Corinthian I. C. C.*, p. 280
訳文

第一章一節後略。

結論

以上吾々が原始教會制度史との關聯を考慮しつゝ、第一クンメンスの教會制度を考察して來たところを要約すれば大體次のようなものになる。それ自らグームの見解と異なるものになるであら。

- (1) 全體教會の制度化はまだみられなし。神の民とか神の御意に於てキリスト・イエスによつて召されたる者達とか基督の肢といふ原始教會にやもわしは全體教會意識はあつてもそれは法的に制度化は意圖せられてゐない (この限りではクレメンスの見解からカトリシズムを引出そりとするグームの見解は訂正されぬぐれどある)。
- (2) 各個教會はこれに對して明らかに制度化せられてゐるが、あるいはクンメンスは主張しつゝある。彼はこの事

を舊約聖書より基礎づけることによつて神的な秩序たらしめんとした。しかもかような制度化によつて教會の靈的性格は失われていない。彼に於ては靈的なものと制度的なものは相互に兩立し調和されている。

(3) 第一クレメンスより知られる各個教會の制度は自然的にも教會的にも長期間にわたる體験を持つた長老達があり、そこから會衆の同意を得て幾人かの監督と執事が任命されていた。監督や執事は聖餐式を司ることが本來の職務であつたがそれに附隨して會員の施與による教會財産を管理し、又牧者として會員への獎勵や信仰上の指導にもたずさわっていた。それはやはり御靈の賜物を要する事柄であつた。かような制度は原始教會的であり、靈的、デモクラティックな性格を失っていない。猶執事は監督の補助者であつたがその地位や職務に於て監督と同じであつた事は第一クレメンスの教會制度が單獨監督制度と趣を異にしていた著しい點である。

(4) クレメンスはしかし監督、執事の存在が神的秩序にもとづく事、その故に一般會衆から區別されるべきこと、その職務が彼等にのみ委ねられるべきこと、その職は繼續されるべきことを主張した。これは明らかに神的法の主張である。しかしそれは「人間の罪」からではなくして、舊約聖書にもとづく信仰からであり、又使徒、預言者、教師達の後退にともなう必然的歸結であつた(ここにゾームの見解は批判されるべき餘地がある)。

(5) クレメンスは現存の教會制度を神的な秩序としてみ、それへの服從を主張している。したがつて彼は單獨監督制を意圖しないのみか豫想さえしていらない(ここにゾームの見解の全く非歴史的である事が指摘されよう)。

(6)しかし監督や執事という職が長老から選ばれたこと、彼等の職務が獨占的なものであつたこと、彼等への服從が神からの誠めとして要求されたこと等は、教會がデモクラシーより少數者による貴族的統治へ、靈より職への轉換を暗示するそれは究極的な意味では原始教會制度の終末であつた。

(7) クレメンスは監督の使徒的繼承説を主張したのではない。しかし彼の教義的思考方法はその前段階となつた。(完)